

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港を定めること。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

第三 所要の経過措置を定めること。

(附則第二条関係)

第四 その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

(附則第三条から附則第七条まで関係)